

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 来年度税制改正で相続税はどう変わるの？

**Q** : 来年度から相続税と贈与税の仕組みが大きく変わるらしいと聞きましたが、どのように変わるのですか。

**A** : 親から子への生前贈与の際に支払った贈与税を、将来の相続時に、相続税に課税し直すという制度が導入される見通しです。これによって生前贈与が利用しやすくなり、特に中小企業の事業承継がラクになるのではと期待されています。

### 【解説】

このほど政府の税制調査会から公表された来年度税制改正に向けての最終答申によると、相続時精算課税制度（仮称）を導入するとしています。

この制度は、今までの贈与税・相続税の制度との選択制で、生前贈与の際にこの制度を選択すると、将来の相続時にそれまでの贈与財産と相続財産を合算して相続税を計算し、そこからそれまでに支払った贈与税を控除するというものです。

贈与時の税率も、今までの制度より低い税率になる見通しです。

また、生前贈与で支払った贈与税が多いために控除しきれないときは、還付されることとなります。

この制度を選択できるのは65歳以上の親から20歳以上の子が贈与を受けた場合に限り、贈与税の申告期限までに届出が必要となります。また、父からの贈与と母からの贈与で違った選択をしてもよく、兄弟姉妹の間で違った選択をしてもよいとされています。

